

Gパンだイラスト（肖像）使用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、Gパンだのイラスト等（以下「イラスト等」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって、せんいのまち倉敷市児島地区のPR・倉敷市児島地区産品の販路拡大・倉敷市の産業振興等に寄与することを目的とする。

（イラスト等の使用に関する権利）

第2条 イラスト等の使用に関する一切の権利は、児島商工会議所に属する。

（イラスト等使用の許諾）

第3条 イラスト等の使用を希望する者は、あらかじめ児島商工会議所事務局長宛に「Gパンだ使用承認申請書」を提出し、児島商工会議所がその内容を審査し、し、当該使用が第1条に定める目的に合致し、かつ適正と認められた場合に、事務局長が承認・登録を行い、使用を許諾するものとする。

- 2 イラスト等使用有効期限は、申請者に対し、児島商工会議所が承認・登録を行った日から2年間とする。
- 3 使用許諾のイラスト画は、別紙添付する。

（事業者承認・登録の制限）

第4条 児島商工会議所事務局長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認・登録を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条5号に規定する暴力団員
- (2) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する恐れがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (4) 倉敷市児島地区及び児島商工会議所の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者。
- (5) その他、児島商工会議所事務局長が適当でないと認める者。

（申請内容の変更等）

第5条 承認・登録を受けた者で、その有効期限内に申請内容に変更が生じた場合は直ちに、変更申請書を提出し、再度承認・登録の手続きをしなければならない。ただし、その場合の有効期限は、前の有効期限と同一とする。

（使用者の遵守事項）

第6条 イラスト等使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用が第1条に規程する目的にあることを留意し、その趣旨を

損なわないように十分注意すること。

- (2) イラスト等の使用にあたっては、使用許諾を受けた内容に限ること。
イラスト画からの独自修正や変更は原則許可しません。ただし、児島商工会議所事務局が内容を吟味し、キャラクターのイメージ保全に問題がないと認めるときは修正を許可する。
- (3) 使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 消費者保護の観点から、責任の所在が明らかになるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (5) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、使用許諾を受けた個数以上の製造等が行われない様に義務付ける契約を使用者の数量管理を徹底すること。
- (6) 当該使用許諾に係る使用対象物等の完成品の写真又はサンプルを必ず提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、児島商工会議所事務局長が別に指示する。
- (7) 児島商工会議所事務局長が行う売り上げ調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令を遵守すること。

(使用料)

第7条 イラスト等の使用料については、児島商工会議所会員については無料とし、その他については、使用料として、承認・登録時に10,000円(税別)を受け取るものとする。

ただし、児島商工会議所事務局長の判断で、その使用用途等を勘案し、減免の場合もある。

(使用許諾の取り消し等)

第8条 児島商工会議所事務局長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した使用承認申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合。
 - (2) 第4条(1)から(4)の各号のいずれかに該当するに至った場合。
 - (3) 第6条の遵守事項に違反した場合。
 - (4) その他使用許諾の継続が不相当であると認められた場合。
- 2 前項の規程により使用許諾の取り消しを受けた者は、使用対象物等に使用許諾取り消しの日からイラスト等を使用することはできない。
 - 3 児島商工会議所事務局長は、使用許諾の取り消しを受けた者に対して、使用許諾の取り消しを受けた対象物等について回収等の措置を請求することができる。
 - 4 児島商工会議所事務局長は、使用許諾の取り消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
 - 5 使用許諾の取り消しに際し、申請時に児島商工会議所が受け取った使用料は一切返金しない。

(申請の取下げ)

第9条 使用承認申請書を提出した者は、その申請について、「取下げ申請書」を児島商工会議所事務局長へ提出することができる。

(使用の非独占性等)

第10条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について、児島商工会議所が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 児島商工会議所は、この規程による使用許諾の申請、内容に係る変更申請及びイラスト等の使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第12条 児島商工会議所は、使用許諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、児島商工会議所に迷惑を及ぼさないように処理する。
- 3 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により児島商工会議所に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を児島商工会議所に賠償しなければならない。
- 4 児島商工会議所事務局長は、上記規程に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第13条 児島商工会議所は、イラスト等の適正な管理と、広く使用促進を図る観点から、使用許諾の状況及び使用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、児島商工会議所総務課が行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成27年9月1日から適用する。

(附則)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から適用する。